平成２２年（フ）第５号
大分県豊後高田市是永町549番地２
債務者　大津　照美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第１５号
大分県宇佐市大字吉松26番地の17
債務者　髙橋　美恵
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第２５号
宮城県石巻市立町２丁目３番19号　大内アパート２号、前住所宮城県石巻市清水町１丁目11番７号
債務者　成澤　京子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
宮城県石巻市門脇字鷲塚171番地　オレンジハウスＢ号、前住所岩手県盛岡市青山３丁目７番22―507
債務者　藤田　雅貴（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１７６３号
埼玉県川口市末広１丁目16番31号
債務者　野崎　彩乃
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
さいたま市岩槻区西町２丁目１番12―102号、旧住所さいたま市岩槻区並木１丁目27番89―２号
債務者　須貝　照美（旧姓沢田）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
埼玉県北葛飾郡鷲宮町鷲宮５丁目10番40号
債務者　関場　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
埼玉県北葛飾郡栗橋町東４丁目15番34号
債務者　柿沼　正一
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
埼玉県川口市川口３丁目２番１―303号
債務者　大塚奈瑠美
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
さいたま市北区大成町４丁目622番地13　ハイツ武202
債務者　横山　友子（旧姓海老沼）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４号
さいたま市浦和区針ヶ谷１丁目４番18号　けやき荘303
債務者　関口多恵子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５号
千葉県香取市玉造15番地28
債務者　石渡　美枝
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第５０号
大阪府寝屋川市高柳２丁目17番６号
債務者　浅井　正人
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１７７号
大阪府四条畷市岡山５丁目２番６号
債務者　古賀　宏之
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５２９号
大阪府寝屋川市緑町13番10号
債務者　阿波角登喜子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３６号
長崎県長崎市出雲２丁目16番８号
債務者　大西奈穂美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４号
長崎県長崎市葉山２丁目５番21号　ロフトハイツ葉山104
債務者　金山　貴志（旧姓寺本）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係